

国の基本方針(令和2年6月23日閣議決定)

第1章 日本語教育の推進の基本的な方向

- 1 日本語教育の推進の目的
- 2 国及び地方公共団体の責務
- 3 事業主の責務
- 4 関係省庁・関係機関間の連携強化

第2章 日本語教育の推進の内容に関する事項

- 1 日本語教育の機会の拡充
 - (1) 国内における日本語教育の機会の拡充
 - ア 外国人等である幼児、児童、生徒等に対する日本語教育
 - イ 外国人留学生等に対する日本語教育
 - ウ 外国人等である被用者等に対する日本語教育
 - エ 難民に対する日本語教育
 - オ 地域における日本語教育
 - (2) 海外における日本語教育の充実
 - ア 外国人等である幼児、児童、生徒等に対する日本語教育
 - イ 海外に在留する邦人の子等に対する日本語教育
- 2 国民の理解と関心の増進
- 3 日本語教育の水準の維持向上等
 - (1) 日本語教育を行う機関における日本語教育の水準の維持向上
 - (2) 日本語教育に従事する者の能力及び資質の向上等
- 4 教育課程の編成に係る指針の策定等
- 5 日本語能力の評価
- 6 日本語教育に関する調査研究及び情報提供
 - (1) 日本語教育に関する調査研究等
 - (2) 日本語教育に関する情報の提供等

第3章 その他日本語教育の推進に関する重要事項

- 1 推進体制
 - (1) 日本語教育推進会議
 - (2) 地方公共団体における推進体制
- 2 日本語教育を行う機関に関する制度の整備
- 3 基本方針の見直し

高知県の「基本的な方針」項目(案)

第1章 日本語教育の推進の趣旨、目的等

- 1 日本語教育の推進の背景と趣旨
- 2 県内在住外国人を取り巻く状況
- 3 日本語教育推進の目的(「目指す姿」と「基本理念」)
- 4 日本語教育の推進に関する施策の体系
- 5 県の責務、関係機関の役割・連携強化

P4を
参照

第2章 日本語教育の推進の内容に関する事項

- 1 日本語教育の機会の拡充
 - (1) 県内における日本語教育の機会の拡充
 - ア 外国人等である幼児、児童、生徒等に対する日本語教育
 - イ 外国人留学生等に対する日本語教育
 - ウ 外国人等である被用者等に対する日本語教育
 - エ 「難民に対する日本語教育」は、「地域における日本語教育」で対応
 - オ 地域における日本語教育
 - ※ 「(2)海外における日本語教育」は、国が対応
- 2 県民の理解と関心の増進
- 3 日本語教育の水準の維持向上等
 - (1) 日本語教育を行う機関における日本語教育の水準の維持向上
 - (2) 日本語教育に従事する者の能力及び資質の向上等

P5を
参照

※ 「4 教育課程の編成に係る指針の策定等」、
「5 日本語能力の評価」、
「6 日本語教育に関する調査研究及び情報提供」は、国が対応

第3章 その他日本語教育の推進に関する重要事項

- 1 推進体制
 - (1) 高知県日本語教育推進会議
 - (2) 高知県における推進体制

※ 「2 日本語教育を行う機関に関する制度の整備」は、国が対応

- 2 基本方針の見直し

国の基本方針
を参考